

## 令和6年度事業計画

当連合会は、公益社団法人として、労働基準法等関係法令を普及し適正な労働条件の確保等のために必要な事業を展開することにより、我が国の労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与するために活動する。

特に、令和6年度においては、公益目的事業として、当連合会の正会員である都道府県労働基準協会連合会等（以下「正会員協会」）と密接に連携しながら、企業・団体等が労働時間をはじめ労務管理や安全衛生管理等を適正化するなど自主的に就業環境を整備するのを支援する一方、当連合会の運営基盤を安定させるとともに、公益目的活動を充実するために必要な収益事業活動を展開することとする。

なお、委託事業の競争入札方式に、応札価格が大きく影響する総合評価落札方式が導入され定着しているとともに、低価格審査が事実上機能していないこと、女性活躍等アドバンス得点制度が運用されていることなどから、新たに導入された賃上げ表明加点方式によっても、低価格で応札する事業者に対抗する有効な手段を見いだせないことから、委託事業を安定的に受託することが極めて困難になっている。また、外国人技能実習制度関係者養成講習の受講者数は、この間、技能実習制度見直しの方向が定まらなかったことや義務講習ではなく推奨講習である2講習で伸び悩み、従前の水準を回復するには相応の期間と努力が必要と見込まれている。

このため、これらの事業の運営に当たっては、「公益的な事業を安定的に受託する」ため上位のアドバンス得点の獲得に向けて就業環境を整備するとともに、「公益的な色彩の強い収益事業」を強力に展開するため、外国人技能実習制度関係者養成講習の受講者を確保することによる収益の改善に注力する一方、オンライン開催を進めるなど経費は極力削減することにより、経営環境を改善することとする。

### I 公益目的事業

#### 1 公益目的事業1（教育・研修事業）

労働基準法等関係法令の普及、労務管理・安全衛生管理の知識の習得、能力向上を支援するためのセミナー、講習会等を開催する。

##### 1) 個別労働紛争解決研修（基礎・応用研修等）

※公益目的事業3の1) 事業の有償事業部分

「個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業」（受託事業）として、企業内での個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生

した紛争を早期に自主的にかつ円滑に解決する人材を育成するための有料の研修（基礎研修 13 回、応用研修 10 回）を、オンデマンド配信による事前学習に加えライブ配信または対面方式により開催する。

## 2) 外国人技能実習制度関係者養成講習

標題の講習のうち、全国いずれかのブロックでの開催を求められている、監理団体を対象とする「監理責任者等講習」は関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）のみで会場開催とし、実習実施者を対象とする「技能実習責任者講習」、「技能実習指導員講習」、「生活指導員講習」は全都道府県で会場開催を 1 回以上とする。なお、今年度は監理団体への働きかけを強化し、監理団体からの依頼を契機とする「技能実習責任者講習」の開催を予定する。

一方、オンライン講習は月 6 回を目途に開催する。

また、検討されている技能実習制度の見直しや今国会への提出が見込まれている入管法等の審議の動向情報は引き続き注視しつつ、講習ニーズの開拓や把握、講習内容の一層の充実に努める。

## 3) 新任人事・労務・安全衛生担当者研修(仮称)

新任の人事労務・安全衛生管理担当者を対象とした基礎的かつ幅広い内容(労基・安衛・均等・育介・労働保険・社会保険・年金・税務など)の研修を自主事業として開催すべく、準備を継続する。

## 4) 派遣元責任者講習実施機関としての指定に向けた条件整備

派遣元事業主は過去 3 年以内に派遣元責任者講習を受けた者を派遣元責任者として選任しなければならないとされていることから、その需要が多いと考えられる大都市圏を中心に、当該派遣元責任者講習を実施できる条件を整備し、将来、厚生労働省職業安定局長から派遣元責任者講習実施機関として指定されるための準備を進める。

## 2 公益目的事業 2（情報提供事業）

労働基準法等労働関係法令を普及するとともに、個別労働紛争の発生を防ぐため、不特定かつ多数の者に、人事労務管理や安全衛生管理に有益な各種情報を提供する事業を実施する。

### 1) 労働基準関係判例情報の提供

企業等の適正な人事労務管理に資するために、これまで集積してきた労働基準法関係判例(昭和 23～令和 4 年分の 7,560 件収録済)に追加収録するほか、閲覧者の利便性を高めるため、体系項目・ID 番号による検索に加え、全基連ホームページ判例サイト内検索からも検索できることを周知する。

## 2) メールマガジンの発行と希望者への配信

労働法や関係政省令の改正、審議会報告等労働行政の動き、労働基準監督署による送検事例(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等違反被疑事件)ほか人事労務・安全衛生管理に役立つ情報を、メールマガジンとして不特定かつ多数の者に、月 2 回(15 日・月末メド)、無料で提供する。

なお、当連合会のホームページにメールマガジンの配信希望者を募集するお知らせを、引き続き掲載するとともにサンプルを表示する。

## 3 公益目的事業 3 (国等からの直接または間接受託事業)

不特定多数の者を対象に、勤労者福祉の向上を目的とする事業を国等から受託し、正会員協会の理解と協力を得ながら、次のとおり実施する。

### 1) 個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業

(直接受託)

#### ※公益目的事業 1 の 1) 事業の無償事業部分

労働組合員や人事労務担当者等が労働法制や判例等に関する基本的な知識を修得するための無料セミナー(「労働判例・政策セミナー」)を、対面及びライブ配信に加えオンデマンド配信により開催(2 回)する。

### 2) 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業(直接受託)

業務中の災害が多数発生している建設業の一人親方等を対象に安全衛生研修会を全国で開催(計 48 回、受講者目標 630 人程度)するとともに、安全衛生技術指導を全国建設労働組合総連合等と連携しつつ、全国的に展開(各ブロック 100 現場以上、計延べ 2,200 現場以上)することにより、一人親方等の安全と健康を確保するとともに、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

### 3) インターネット監視事業のコンサルティング(間接受託)

Web 運用に長けた民間事業者が受託した「インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業」の一部として、インターネット上の書き込み等から長時間労働、過重労働など問題のある事業場情報を検索・抽出し、絞り込んだ後にその真偽を見極めるとともに、関係情報を精査して該当事業場を特定し委託元へ提供（毎月 100 件以上）する業務を円滑かつ効果的に進める。

#### 4) 労働条件ポータルサイト事業のコンテンツ制作編集（間接受託）

Web 運用に長けた民間事業者が受託した「労働条件ポータルサイト\*『確かめよう 労働条件』の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」の一環として、サイト内コンテンツの総点検・改修等を、昨年度に引き続き委員会で検討し、内容を整理・充実する。

\* <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

#### 5) 労働問題に関する調査研究の実施（民間団体からの直接受託）

種々の労働問題を調査研究する民間団体から受託する課題について研究会を開催して調査研究し、報告書を作成する業務\*を昨年度に引き続き実施する。

\* <https://www.rodorc.or.jp/research5>

#### 6) 医療機関等の労働関係制度の理解促進（民間団体からの直接受託）

労災診療援護等を実施する民間団体から受託し、労災関連情報の広報等を支援することにより、医療機関等における労働関係制度への理解を促進する。

#### 7) その他の受託事業（国等からの直接あるいは間接受託）

今後、厚生労働省が公告した事業あるいは他団体から業務を委託したい旨の申し入れのうち、当連合会の設立目的・趣旨に適合し、本部・支部の事務処理能力等に相応しい事業には、適宜、応札することとする。決する。

## II 収益事業

就業環境の整備、人事労務管理の改善に向けた企業の自主的な取組みを支援するため、また、当連合会の財務基盤を安定させるため、各種実務図書及び定期刊行物の出版・頒布に努める。

#### 1) 広報・出版事業

各種セミナー及び研修用のテキストを含め実務解説図書・啓発用図書・窓口配布用解説パンフレット等は、社会的な関心の高まりなどそのニーズに応じて、労働基準関係分野に限定することなく、制作し発行する。なお、「知れば安心知れば納得―労基の話―」はメンタルヘルス対策を柱とする第二弾として初夏を目途に発行する。

なお、既刊図書\*<sup>1</sup>は、ニーズの強弱などを勘案しつつ、法改正などに対応させる必要性が高いものから、順次、改訂する。

\*<sup>1</sup> <https://www.zenkiren.com/tosho/top.html>

また、集団的な労使関係雑誌として歴史と伝統がある中央労働時報等の定期刊行物\*<sup>2</sup>は引き続き、安定的な編集・発行に努める。

\*<sup>2</sup> <https://www.zenkiren.com/teiki-book/top.html>

### III 共益目的事業

相互扶助等の観点から正会員協会を対象に、次の事業を引き続き実施する。

#### 1) 共済貸付事業

正会員協会の各種事業の円滑な推進に必要な資金を融通する事業は、当連合会の資金運用上可能な範囲内で引き続き実施する。

#### 2) 共済損害補填事業

加入した正会員協会の事務所等が天災や火災、盗難等により被った損害の一部を金銭的に補填する事業として引き続き運営する。

#### 3) 正会員協会への情報提供事業

正会員協会の各種事業活動を円滑に推進するため、正会員専用ページ、メールマガジンを用いるなどにより、次の情報を提供する。

- (1) 各正会員協会の総会関係資料
- (2) 各正会員協会の動向に関する情報
- (3) 労働局単位で発注される事業に関する情報
- (4) 労働行政等の動向など

### IV その他

#### 1) 賛助会員の入会勧奨

正会員協会のご支援、ご協力の下、新規賛助会員の入会勧奨及び既賛助会員の退会防止に努めるとともに、賛助会員サービスの向上に努める。

## 2) 経理関係事務指導の実施

支部事務局長全国会議のほか種々の機会を捉えて、区分経理の徹底等適正な経理処理のための事務指導に努める。

## V 会議等

以上の事業を円滑に運営するため、各種会議を、別紙のとおり開催する。

なお、会議は、with コロナや「経費の節減」「効率性」の観点はもとより、実効的な意思疎通の実現の観点から開催方式を選択することとする。